

令和8年3月9日

特定行政庁  
指定確認検査機関 ご担当者様

一般財団法人建築行政情報センター

電子申請受付システムで利用できる機能の追加・拡充について（ご案内）

日頃より一般財団法人建築行政情報センターの事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、共用DBシステムの電子申請受付システム（本番環境）に関しては、令和8年度に向けて、2月末から3月にかけて、電子申請受付システムの利用できる機能の追加・拡充を行いましたのでご案内します。

#### 1. 電子申請受付システムにおける追加機能

- ① 建築確認に関連した中間検査受付機能及び完了検査受付機能
- ② 指定構造計算適合性判定機関向け機能（構造適判機関向け機能）
- ③ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関向け機能（省エネ適判機関向け機能）
- ④ 保健所向け通知機能

※詳細の内容は「ICBA 電子申請受付システム操作説明書（審査機関用）」をご確認ください。

【ICBA 電子申請受付システム操作説明書（審査機関用）】

[https://www.icba.or.jp/zzfilebox/ICBA-DS\\_usermanualB1\\_Shinsakikan\\_20260304.pdf](https://www.icba.or.jp/zzfilebox/ICBA-DS_usermanualB1_Shinsakikan_20260304.pdf)

#### 2. 追加機能に関する留意点

##### (1) 建築確認に関連した中間検査受付機能及び完了検査受付機能

- ・電子申請受付システムを利用されている特定行政庁、指定確認検査機関は、利用可能です。
- ・ただし、利用にあたっては、ICBA 電子申請受付システム初期設定手順書の「3. 審査範囲設定画面」の「中間・完了」を審査可能な設定にする必要があります。

【ICBA 電子申請受付システム初期設定手順書（審査機関用）】

[https://www.icba.or.jp/zzfilebox/ICBA-DS\\_shokimanualB\\_Shinsakikan\\_20260227.pdf](https://www.icba.or.jp/zzfilebox/ICBA-DS_shokimanualB_Shinsakikan_20260227.pdf)

(2) 指定構造計算適合性判定機関向け機能（構造適判機関向け機能）

この機能を利用される場合は、ICBA との追加の契約が必要です。

(3) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関向け機能（省エネ適判機関向け機能）及び保健所向けの通知機能

この2つの機能に関しては、以下のとおりです。

① 電子申請受付システムの全部利用権限（確認検査の権限及び消防同意・通知の権限）を契約している場合は、自動的に以下の機能が追加されています。

- ・登録建築物エネルギー消費性能判定機関向け機能（省エネ適判機関向け機能）※
- ・保健所向け通知機能

※利用にあたっては、ICBA 電子申請受付システム初期設定手順書の「3. 審査範囲設定画面」の「省エネ適判」を審査可能な設定にする必要があります。

② 電子申請受付システムの消防同意・通知の権限のみを契約している場合は、自動的に以下の機能を追加されています。

- ・保健所向け通知機能

上記①及び②の機能（権限）追加の対応は、

組織用アカウント ID (XXXX100001) に対して機能（権限）追加しています。

各利用者への機能（権限）の追加は、各組織において、組織用アカウント ID より、機能（権限）追加のオペレーションをお願いします。

【照会先】

一般財団法人建築行政情報センター

システム部 担当：秋田、淡路

電話 03-5225-7705

メール tantou@icba.or.jp